

令和5年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年12月1日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（11名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	8番	井上卓也
9番	横田敏文	10番	宮崎和彦
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 欠席議員（1名）

7番 嶋田善行

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤恵三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
総務課長	松岡洋右	安全安心課長	曾谷博一
政策財政課長	真弓啓	住民生活部長	栗本公生
住民生活部次長	北典子	福祉課長	中原潤
子育て支援課長	中尾歩美	国保医療課長	猪川恭弘
住民課長	峯川敏明	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	手塚仁	上下水道課長	岡村智生
会計管理者	安藤晴康	教育次長	本庄徳光
教委総務課長	仲村佳真		

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 諸般の報告について
- 日 程 4. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 5. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 6. 総務常任委員長報告について
- 日 程 7. 発議第 5 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第 3 1 号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例について
- 日 程 9. 議案第 3 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 0. 議案第 3 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 1. 議案第 3 4 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 2. 議案第 3 5 号 斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 3. 議案第 3 6 号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例について
- 日 程 1 4. 議案第 3 7 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 5. 議案第 3 8 号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結について
- 日 程 1 6. 議案第 3 9 号 (仮称) 斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について
- 日 程 1 7. 議案第 4 0 号 令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について
- 日 程 1 8. 議案第 4 1 号 令和 5 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日 程 1 9. 議案第 4 2 号 令和 5 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 (第

- 2号) について
- 日 程 20. 議案第43号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日 程 21. 議案第44号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日 程 22. 承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)
- 日 程 23. 報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)

---

1, 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

なお、嶋田議員から、欠席の通告を受けております。

これより、令和5年第5回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和5年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

特に、10月28日、29日には、法隆寺地域の仏教建造物世界文化遺産登録30周年を記念して、第10回世界遺産サミットin斑鳩を、また、10月28日の夜には『和のあかりと未来へのひかり』を開催いたしましたところ、おかげをもちまして、非常に多くの方にご来場いただくことができました。

今後も、斑鳩の魅力を発信する取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会では、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてなど、16議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

提出議案の説明は、後刻とさせていただきますこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○議長（中川靖広君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりです。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。本定例会の会議録署名議員には、1番、溝部議員、2番、齋藤議員を指名します。両議員には、会期中よろしく申し上げます。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から12月20日までの20日間と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの20日間と決定しました。続きまして、日程3、諸般の報告を行います。

令和5年10月2日付で、大森恒太郎議員より、辞職願が提出され、同日付で、辞職を許可しましたので、会議規則第99条第2項の規定にもとづき報告します。

続いて、大森議員の辞職に伴う広報発行常任委員会副委員長互選結果を、事務局長から報告をしていただきます。

佐谷議会事務局長。

○議会事務局長(佐谷容子君) 広報発行常任委員会副委員長互選結果について、ご報告いたします。広報発行常任委員会副委員長に奥村議員であります。以上でございます。

○議長(中川靖広君) 次に、日程4、建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和5年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

5番、伴委員長。

○建設水道常任委員長(伴吉晴君) それでは、閉会中の11月16日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、いかるがパークウェイの五百井・興留区間の工事について、昨年度の工事箇所(東側約200m)の範囲で、10月4日から準備工事に着手されたとのこと。委員から、地元要望への国の対応について質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1点目、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、10月12日付で、呉竹荘から、賃貸料全額を減免し、駐車場収支差額のみを納付する条件で、開業まで賃貸料の減免継続を希望する内容の上申書が提出されたとのこと、これに対する町の対応方針案について報告がありました。

まず、開業時期については、呉竹荘からの申出のとおり、1年3か月程度の事業延期を受け入れたいとのこと。また、覚書の変更案について、工事再開時期に遅れが生

じ、事業継続が困難とみなした場合には、呉竹荘の責任の有無に関わらず、町側からの契約解除が可能となる条項を追加したいとのことです。また、賃貸料については、令和5年度から令和7年度の開業までの3年間については、賃貸料を年額1,300万円に減額することで調整したいとのことです。金額設定は、コロナ前に町観光協会が駐車場運営していた直近の期間である平成28年度から3年間の収支差額の平均額から算出しており、収支の黒字、赤字に関わらず定額での設定としていきたいとのことです。

また、賃貸料減額に関する根拠法令についても説明があり、今回は、コロナ禍を災害と客観的に判断し、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定にもとづき、覚書を変更することとし、今後、呉竹荘と最終合意の協議を進めていくとのことです。

最後に、9月の委員会で質問のあった事業敷地内での発掘調査の状況について、令和元年度に必要な発掘調査は完了していると報告がありました。委員より、賃貸料の減額が今回は議案として出てこない確認、過去の収支差額、舟塚古墳の取り扱い、有効期間などについて質疑があり、理事者より答弁がありました。

次に2点目、水道事業の県域一体化について、10月5日に開催された奈良県広域水道企業団設立準備協議会について報告がありました。8月の協議会で知事や市町村長から出た意見や課題について、事務局で再度、物価高騰等のリスクを踏まえた財政シミュレーションを検討した結果、経営も事業も統合する事業統合が優位であり、料金統一も含めて、当初計画のとおり進めていくと説明があったとのことです。

今後のスケジュールとして、令和6年9月議会で企業団設立にかかる関係議案の提案を経て、令和7年4月に事業統合の予定で進められると報告がありました。委員から、再算定した水道料金について、協議会に提出された資料について、質疑があり、理事者より答弁されています。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、法隆寺観光自動車駐車場のトイレなどの所管について、法隆寺iセンターの喫茶スペースについて、守谷上池の仮設道路にかかる工事発注について質疑があり、理事者より答弁されています。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、建設水道常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5. 厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求

めます。

1 番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君） それでは、閉会中の11月17日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、年末ごみ収集について本年度も昨年度に引き続き、12月29日（金）は町内全域を対象にその他プラスチック類を、12月30日（土）は町内全域を対象に可燃ごみ及び生ごみの分別収集として実施するとのことでした。住民への周知は、町広報紙、町ホームページ、ごみ分別アプリ、公式ラインアプリへの掲載や周知チラシの配布などをすでに行っており、今後も自治会回覧や看板設置等により、周知徹底をはかるとのことです。議長より、昨年、衛生処理場への持ち込みがあったかなどの質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、令和6年度保育所保育料（案）について、引き続き、全ての階層で令和5年度公定価格による国の徴収基準額の80%で設定する方針であり、第8階層のみ国の徴収基準額が増額となり、町の徴収金額は標準時間認定、保育短時間認定ともに、月額1,400円の増額となる予定とのことでした。また、同時在園の3歳未満第2子について、国の基準である2分の1から町の独自の取り組みとして4分の1に引き下げとする軽減についても継続する予定とのことでした。この報告は令和5年第5回定例会提出予定案件に関する報告事項のため、質疑の時間は設けませんでした。

次に口頭報告では、国保医療課から滞納処分の執行停止にかかる通知について、今後執行停止を行った場合は、対象者に通知をしていくとのことでした。

また、福祉課より、デフレ完全脱却のための総合経済対策における低所得の住民税非課税世帯への給付金について、国の方針に従い、物価高に伴う影響を被る低所得者世帯の方々が必要な支援として、1世帯あたり7万円を追加する経済的支援を行うとのことでした。予算補正により、すみやかに対応していきたいとのことでした。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より保育園の途中入園のしくみ、待機児童等について質疑があり理事者より答弁されています。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願い

しまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の11月20日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、法隆寺地域の仏教建造物世界遺産登録30周年記念の関連行事について、9月30日と10月1日にいかるがホールで「温故知新 日本の建築 ～その強さと歴史～」を開催、ドキュメンタリー映画「鬼に訊け 宮大工 西岡常一の遺言」の上映や、記念講演会や座談会を開催したこと、二つ目に、10月28日と29日に第10回世界遺産サミットin斑鳩を開催したこと、三つ目に、斑鳩町文化財活用センターで開催している秋季特別展・世界遺産登録30周年記念・法隆寺地域の仏教建造物の関連行事として、11月19日、世界遺産をテーマとした記念シンポジウムを開催したこと、四つ目に、11月25日と26日に秋季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開を事前申し込みにより開催すること、五つ目に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会について、11月27日、令和5年度 第2回斑鳩町文化財活用センター運営委員会を開催すること、六つ目に、史跡中宮寺跡の活用について、史跡中宮寺跡の県道沿いエリアのコスモス見学用に10月7日から11月26日まで史跡中宮寺跡の多目的広場の一面を臨時駐車場として開放したこと、11月23日、町商工会青年部主催の第5回斑鳩マルシェが開催予定であることが報告されました。

委員から質疑等はありませんでした。

次に、各課報告事項について、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置についてです。事業目的、配置計画、任用条件、教員業務支援員の主な業務、活用可能補助金、募集広報、運用開始予定について説明がありました。委員から、今後の拡充について、各学校の反応について、教員の負担増加の原因について、募集の条件について、勤務時間の柔軟性について、職種について、守秘義務について、居住要件について、募集定員未達の場合について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に口頭報告として、1．職員採用試験について、2．法隆寺における総合防災訓練

の実施について、3. 滞納処分の執行停止にかかる通知について報告がありました。委員より、執行停止通知のしくみについて質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、学校開放事業にかかる、斑鳩西小学校運動場からのレイモンドこども園の敷地へのボール対策について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7. 発議第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番 横田議員。

○9番（横田敏文君） 発議第5号について、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

発議第5号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月1日提出

議 会 議 員

齋 藤 文 夫

小 城 世 督

伴 吉 晴

嶋 田 善 行

井 上 卓 也

横 田 敏 文

宮 崎 和 彦

濱 眞 理 子

木 澤 正 男

奥 村 容 子

斑鳩町議会議員の期末手当の改正にあたっては、斑鳩町議会はこれまで、国の人事院勧告を尊重してまいりました。令和5年度の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、斑鳩町議会議員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものです。

それでは、要旨の朗読をもって、条例案の説明に代えさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例（要旨）

令和5年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容については、（1）期末手当の支給月数の改定（第1条及び第2条関係）とし、期末手当について、支給月数を0.10月分引き上げるものです。

期末手当の支給月数としては、表に示しておりますように、令和5年度においては12月期を1.65月から1.75月へ、また、令和6年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.70月に均等配分することとし、年間支給月数を3.30月から3.40月に改正するものであります。

2. 施行期日について、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡り適用します。また、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

以上をもちまして、発議第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての概要説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

1番 溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 発議第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し述べます。

令和5年度県民アンケート調査において、暮らし向きが苦しくなったと答えた人の割

合は二年連続で増加しております。斑鳩町でも物価高騰の影響から財政状況が厳しい中、行政における支出額も増えております。様々な行政課題を解消し、住民サービスを維持するためにも、まずは議員自らが身を切る覚悟を持ち理事者の皆様と共に取り組むことが必要と考えます。

今一度、住民目線に立ち返り、限られた財源の中で住民の期待に応えるという観点からも現時点において、議員の期末手当を引き上げる状況にはないと考え、発議第5号斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する反対意見といたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

4番 小城議員。

○4番（小城世督君） 発議第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

令和5年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告では、民間における大幅な賃上げに伴い、国家公務員の給与、ボーナス等が引き上げられました。

本条例の改定は、人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町議会議員の期末手当の支給月数を0.1月分、年額3万9,760円引き上げるものでございます。

人事院は、毎年、国家公務員と民間の給与について調査し、人事院勧告で、社会一般の情勢に適応するように、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本としています。議員の期末手当の改正にあたっては、これまでも、引き上げ、引き下げともに、斑鳩町議会では国の人事院勧告を尊重してまいりました。

以上の理由から、私は今回の改定は必要なものだと考えますので、本議案について賛成いたします。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、発議第5号については、賛成多数で可決されました。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程8. 議案第31号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてから、日程23. 報告第17号 議

会の委任による町長専決処分の報告について（令和５年度斑鳩町一般会計補正予算（第９号）について）まで、以上１６議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました１６議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第３１号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてであります。斑鳩町立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置等に係る構想について検討し、子どもが輝くより良い学校教育環境の整備に取り組むため、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会の設置に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第３２号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第３３号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和５年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

次に、議案第３４号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和５年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであります。

次に、議案第３５号 斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。公私連携幼保連携型認定こども園として、レイモンド斑鳩こども園が開園することに伴い、斑鳩町立斑鳩西幼稚園を廃止することから、本条例において斑鳩町立斑鳩西幼稚園に関する規定の削除を行うものであります。

次に、議案第３６号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例についてであります。法隆寺幼稚園が認定こども園に移行することにより、町内において助成対象とする私立学校法人がなくなることに伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第３７号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴

い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結についてであります。斑鳩町法隆寺北1丁目地内の調整池整備工事について、予定価格が5千万円を超えることから、議会の議決を求めるものであります。契約の相手方は、藤本建設株式会社 代表者 藤本正義、契約金額は、1億404万3,500円であり、工期は、議会議決後から令和6年9月30日までの285日間であります。

次に、議案第39号 (仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更についてであります。(仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事について、関係機関との協議等に時間を要したことから、工期を56日間延長し、議会議決後316日間に変更をお願いするものであります。また、施工方法の変更が必要となり、工事数量に変更が生じたことから、契約金額を534万6千円増額し、1億2,436万6千円に変更をお願いするものであります。

次に、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,006万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ116億4,589万9千円とするものであります。本補正予算では、歳出において、本年の人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。その他の主な補正内容として、議会費では、議員1名の欠員が生じたことなどによる議員報酬等の減額をお願いしております。総務費では、関係機関との協議により施工方法の変更が必要になったことによる地域交流館整備工事費の増額、会計年度任用職員の増員等による人件費の増額、住民票等に個人氏名の振り仮名が追加されることに伴う住民基本台帳システム等改修費の増額をお願いしております。

民生費では、国民健康保険事業特別会計における人件費の減額と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定による繰出金の増額、老人憩の家の会計年度任用職員の継続任用等による人件費の増額、子ども医療費や精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることによる扶助費の増額、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費の増額、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることによる扶助費等の増額、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護予防・日常生活支援総合事業費等が当初見積りを上回ることなどによる繰出金の増額、物価高騰に伴う保育園給食にかかる賄材料費の増額、パート保育士の増員等による人件費の増額をお願いしております。農林水産業費では、国の三代川遊水地事業の土地収用に関し、国等の補助金を受けた農業施設を撤去されたことに伴い、国の基準に基づき、

国等に対し納付する財産処分納付金の増額をお願いしております。土木費では、下水道事業会計における人件費の予算補正による補助金の減額をお願いしております。

教育費では、斑鳩町史の編さんにおいて、発刊スケジュールの見直しを行うことによる斑鳩町史原稿作成業務委託料の減額、中学校臨時講師の人員配置による人件費の増額、斑鳩中学校のプール配管の漏水に伴う改修工事費の増額をお願いしております。

歳入においては、歳出で説明した事業の財源として、国庫支出金、県支出金及び諸収入の補正をお願いしております。

予備費においては、今回の補正に要する財源の充当をお願いしております。

また、繰越明許費として、地域交流館整備工事において、年度内に事業完了が見込めないことから、1億3,280万円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第41号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ420万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ30億4,870万3千円とするものであります。

その主な内容は、本年の人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正のほか、国民健康保険事業費納付金では、令和5年度財政安定化支援事業分の確定に伴う増額をお願いしております。歳入では、人件費や財政安定化支援事業の補正に伴う繰入金の補正をお願いしております。

次に、議案第42号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ730万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ28億2,028万3千円とするものであります。その主な内容は、本年の人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正のほか、地域支援事業費で、介護予防・日常生活支援総合事業の給付総額、介護予防ケアマネジメント費が当初見積りを上回ること、また、介護保険報酬改定等にかかるシステム改修に伴う増額をお願いしております。

歳入では、国庫支出金で、介護保険報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための補助金を受け入れるための増額、また、歳出で説明した事業の財源として、繰入金の増額をお願いしております。

次に、議案第43号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的支出において、本年の人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正として、水道事業費用の既決予定額の総額に162万3千円を追加し、補正後の予定額を10億6,806万円とするものであります。

次に、議案第44号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本年の人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正として、収益的収入及び支出では、既決予定額の総額からそれぞれ225万4千円を減額し、補正後の予定額を、下水道事業収益で7億4,158万6千円、下水道事業費用で7億2,875万4千円とするものであります。また、資本的収入及び支出では、既決予定額の総額にそれぞれ69万5千円を追加し、補正後の予定額を、資本的収入で8億5,639万5千円、資本的支出で9億3,109万7千円とするものであります。

次に、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）であります。歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する補正予算について、令和5年10月10日付で専決処分させていただいたものであります。その内容は、令和5年6月3日に発生した龍田北1丁目地内住宅地のブロック積擁壁崩落事案にかかり、住宅地被害の拡大防止と町道の保全、保護、また被災者が実施される復旧工事のため、現場に隣接する守谷上池内へ仮設道路を築造することに関する予算補正であります。

次に、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ115億9,583万円とする補正予算について、議会の議決により指定された事項として、令和5年10月19日付で専決処分させていただいたものであります。その内容は、消防団員の退職に伴う消防団員退職報償金の受け入れ及び支給に関する予算補正であります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程8. 議案第31号から、日程21. 議案第44号までの町長提案の14議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 8. 議案第 31 号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第 31 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 31 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 9. 議案第 32 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第 32 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 32 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 10. 議案第 33 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第 33 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 33 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 11. 議案第 34 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第 34 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 34 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 12. 議案第 35 号 斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第 35 号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 35 号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程 13. 議案第 36 号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第 36 号に関する総括質疑を終結します。た

だいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程14. 議案第37号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第37号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第37号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程15. 議案第38号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第38号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第38号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程16. 議案第39号 (仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第39号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第39号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程17. 議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第40号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第40号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程18. 議案第41号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第41号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第41号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程19. 議案第42号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第42号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第42号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程２０．議案第４３号 令和５年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第４３号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第４３号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程２１．議案第４４号 令和５年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第４４号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第４４号は、建設水道常任委員会に付託します。

続いて、日程２２．承認第８号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和５年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第８号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、承認第８号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和５年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第８号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和５年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和５年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和５年１２月１日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第15号

### 専決処分書

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年10月10日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、令和5年6月3日に発生した龍田北1丁目地内住宅地のブロック積擁壁崩落事案に伴う、住宅地被害の拡大防止と町道の保全、保護、また被災者が実施される復旧工事のため、現場に隣接する守谷上池内へ仮設道を築造する工事を早急に実施する必要があったため、工事実施に要する費用について、令和5年10月10日付で専決処分させていただいたものです。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。

歳出予算の補正です。第10款 災害復旧費 第2項 公共土木施設災害復旧費では、第1目 道路橋りょう災害復旧、第14節 工事請負費で1,790万1千円を増額補正させていただいたものです。

次に、第12款 予備費 第1項 予備費では、今回の補正に要する財源1,790万1千円の充当を行っております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月10日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、承認第8号 町長専決について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第8号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第8号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号については、満場一致で承認されました。

次に、日程23. 報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第17号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第17号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年12月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第16号

#### 専決処分書

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年10月19日

斑鳩町長 中西和夫

本予算補正は、消防団員1名の退職に伴う消防団員退職報償金の支給に関する補正について、令和5年10月19日付けで、町長専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容につきましてご説明いたします。

補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員退職報償金受入金90万9千円を増額補正させていただいたものです。

9ページと10ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の補正です。第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員1名の退団に伴う退職報償金90万9千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,595,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月19日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第17号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第17号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明12月2日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時30分 散会）